

地名の社会学的研究序説

—社会科教育と関わって—

今泉芳邦*・米地文夫*

(1994年6月30日受理)

はじめに

地名は、これまで社会学ではほとんど取り上げられたことのないテーマである。しかし、地名はすぐれて社会的なものであり、その研究は社会学に新しい地平を拓く可能性のあるテーマであると我々は考える。筆者の一人米地は、これまで自然地域名称の問題を地理学的に研究してきた(1991 a, 1993ab, 1994)が、さらに社会地域名称というべき「三陸」を取り上げ、具体的な分析を行うにあたり、今泉もこの研究に加わった(米地・今泉 1994)。社会学者として今泉は、この小論において、地名一般を社会的にとらえるとは、どのようなものかについて考察を行い、米地は地名を単に地理教育の視点のみならず、広く社会科教育学からみれば、どのような問題があるのかについての若干の考察をそれぞれ試みようとするもので、今後の研究のための基礎をなすものとなることを期している。

I. 地名と社会との関係

1. 社会と地名との一般的関係

これまで地名は、主に地理学や民族学、歴史学などの分野において、とりあげられてきた。それらは、地名の成立や変遷の歴史や地名の諸属性の分類学的な研究など、いわば地名そのものの研究が主であったと言ってよい。

しかしながら、地名はすぐれて社会的なものであり、社会学の重要な研究対象となるべきものと我々は考える。

柳田国男(1936)は地名について、簡明にこう定義をしている。彼独特の「地名とは抑も何であるかと云ふと、要するに」と前置きした上の表現で、「二人以上の間に使用せらるる符号」としている。この語を解説して大石(1984)は「つまり複数の人間のいる社会集団のなかで自然発生し、相互に認知され、長い時間にわたって伝承されたもの」とした。

同じ地名でも、その地域の地域社会に属している、ないしは属したことのある人と、そうでない人とは意味内容が異なる場合が少なくない。

例えば、今「盛岡はいいところです」と人が言ったとしよう。この場合、語り手が旅行者で

* 岩手大学教育学部

あったなら、「盛岡」の意味するところは、その自然や町並みなどの景観であったり、公園や史跡などの、いわゆる観光客の目的とするような対象などについて語られていることが、多いであろう。しかし、同じことを、今、現に盛岡に居住している人が言うのであれば、それは「盛岡」という土地の地域社会をも含んでいるか、あるいは地域社会そのものを主として指しているか、そのどちらかであると考えてよい。

デュルケムの社会形態学が、ラッツェルを論敵としながらも、その地理学を取り込んだことは、島津(1993)によって取り上げられ、特にその空間概念に関わる論議がなされている。デュルケムが、社会学の対象とした「社会的事実」は、「形態学的事実」と「生理学的事実」とに、さらに分けられている。「形態学的事実」は「存在の様式」に属するもので、社会的事実の「基体 substrat」に当たる。この基体には、社会の政治的区分の様式、人口分布の様式、交通路、住居が含まれ、島津はこれらを、社会集団の「空間化」した様式と考えた。一方、「行為の様式」に属する「生理学的事実」は「社会生命 la vie sociale」と呼ばれた。規則として取り決められたもの(フーコーはこれを便宜的に「制度」と呼んだ)と、それほど明瞭には取り決められていない「社会的潮流」とが含まれるとし、この両者を合わせて「社会生命」と呼んだのであった。

今、地名の問題を、デュルケムの社会形態学に引き較べてみると、地域は「基体」であり、「形態学的事実」であるのに対し、地名は「生理学的事実」であり、あるものは「制度」として明瞭に取り決められた地名、例えば地方自治体としての「盛岡」市であり、あるものはまだ明瞭には取り決められていない「社会的潮流」としての盛岡、例えば街としての盛岡である。後者には、宮沢賢治の造語で、一部の人々に用いられている「モリーオ」や、「東北の小京都」あるいは「杜の都」などの異名を冠した場合の盛岡が相当するであろう。こう考えれば、デュルケムの社会形態学に、すでに「地名」を論ずべき枠組みが設定されていたと行うことができるのではないだろうか。

我々がここで強調したいことは、すなわち、現代社会において地名と地域社会そのものとの間には多面的な関係がみられ、地名が地域イメージの形成に大きな役割を果たしていることなど、地名の社会学的問題には興味深い問題が内包されているということ、これである。そしてこれは、現象学的社会学の課題となるものなのである。

2. 現象学的社会学の視点からみた地名

現象学的社会学の視点からこの問題を考察することにしよう。バーガー及びルックマン(1966)は、人々が日常的に生活において「現実」として有している「知識」が、いわば「現実」として社会的に構成されてゆく過程を問題にした。それは、彼らは現実世界の社会的構成を問題とし、これにより「知識社会学」を再構成しようとしたのである。

彼らによれば、社会は次の三つの契機からなる不断の弁証法的過程として理解される。

Externalization : 外在化

Objectivation : 客体化

Internalization : 内在化

地名を社会的なものとして認めると、上の三つの契機に対応して、次のように言うことがで

きる。

Externalization : 「社会の有する地名は人間の所産である」

Objectivation : 「社会に地名の存在することは客観的な現実である」

Internalization : 「人間が地名を用いるという現実は社会の所産である」

この三つの視点はそれぞれ、次のような問題に結び付くと我々は考える。

「社会の有する地名は人間の所産である」から、地名は「記号論」の対象である。

「社会に地名の存在することは客観的な現実である」から、地名は「地域社会論ないしは地域システム論」の一つとして研究すべき側面をもつ。

「人間が地名を用いるという現実は社会の所産である」から、地名は「アイデンティティ」論と結び付くものとして検討されるべきものである。

この三つの問題については、次の章でそれぞれ取り上げてみよう。

II. 記号論・地域社会論・アイデンティティ論と地名

1. 記号論と地名

地名は固有名詞の一つである。社会学では「象徴」という用語を用いるが、地名は象徴に当たるものの一つであろうか。

シービオク (1985) によれば、記号論では、記号は以下のように分類される。

Signal : 信号

Symptom : 徴候

Icon : 類像

Index : 指標

Symbol : (狭義の) 象徴

Name : 名称

地名はこれらの中では、最後の Name に属するが、これは「もの」そのものを指示する機能を有し、かつそれ以上の機能はもたないという意味において、記号 Sign ではあっても、社会学でいう広義の象徴には当たらないとされる。(このほか、サイレンとか交通信号のような、Signal についても同様に広義の象徴には当たらない。)

しかしながら、本当に地名は、そのものを指示する機能しか持たないと言ってよいのだろうか。むしろこれは社会学でいう象徴と言うべきではないのだろうか。

地理学においては、例えば「軽井沢」という地名がもつ象徴的な意味が問題となることは、よく知られているところであろう。「追分」でも「軽井沢」でも地名としては本来大きな違いはないはずなのに、外国人の避暑地、高級な別荘地、さらには皇族のエピソードのある土地等々のために、「軽井沢」という地名が特別な価値を持つかのように人々に感じられているのである。

同様の例は枚挙にいとまがない。言い古されてはいるが、〇〇銀座とか、△△富士の類いもこれに含まれていることは、改めて言うまでもない。

2. 地名と地域社会論

地名は地域社会においては、位置や広がりを示すのみならず、行政的な地域単位そのものでもある。「地」縁的社会では、当然のことながらその「地」を他と類別する自分たちの「地名」が強く意識されている。例えば、市町村合併の時に自分の属していた旧市町村名の全てまたは一部を新市町村名に冠するよう主張する声が多いことなどが挙げられる。前近代的な社会における村落共同体から、現代のコミュニティの作る居住を軸としたネットワークに至るまで、ほとんど例外なく「地名」を冠しているのである。

日本においては、特に本籍という、世界的にみても例外的な「地」と「個人」との連結関係が法的に存在しているが、これは見方を変えれば、地名が個人の名前とセットになっていることを示している。かつて姓をもたなかった人々が、〇〇村の太郎と呼ばれたり、旅人が奥州〇〇の太郎と名乗ったりしたことが、形を変えて残っているとも言えるのである。

してみれば、地名は社会システムの中の、個人のポジションないしロケーションを示すとともに、他者との繋がりネットワークの一部を作り上げる役割を担っている、と言うことができる訳である。

このことは、さらに次のアイデンティティ論とも深く関わっていることなのである。

3. 地名のアイデンティティ論

前節で述べたことは、「個人」の側からみればアイデンティティと結び付く。例えば民族が自らのアイデンティティを主張するとき、地名を冠した民族名が用いられることが多い。明治期にアイヌ民族や海外の植民地の民族が、日本という国家に支配されてゆく過程では、日本民族という呼称は包括的に過ぎると考えられたことがあった。その時に「大和民族」という呼称を、国粋主義者志賀重昂が考えたと言われており、いわゆる和人にこの語を当てたのであった。「大和」という地名が、この時から民族のアイデンティティの依拠するところとなり、のちの第二次大戦において民族の命運を託された兵士に信じさせ、結局はあの悲惨な結果を招くことになったのである。

本来、アイデンティティは地域にある自己の、自分らしさの発見・認識であるはずが、その帰属する地域集団への埋没という、いわば逆の方向への意味合いで語られることがある。そしてこのことは、「大和民族」のような極端な事例を出すまでもなく、誤った認識を生む恐れがあるのである。

とはいえ、中央集権化、東京一極集中化などの進むなかで、これに抗して、地域に住むもののアイデンティティを見いだそうという動きのあることもまた、よく知られているところである。その一つが地域の名を冠した学、例えば「山形学」や「愛媛学」である。筆者の一人米地(1993c)は、このような地域学に「自地域学」の名を与え、一人一人のアイデンティティの確立をその究極の目標としている。

一方、いわゆるボーダーレス時代の到来により、従来のようなアイデンティティの依りどころとしての地名ではなく、逆の、あるいは変則的なアイデンティティともいべきものが地名ないしはその略語に付託されることがある。例えば「埼玉《都民》」とか「札幌《チヨン族》」などで

ある。これらは、いわゆる空間規定のボーダーレス状況の生み出したものであると理解される。そして、他からこう呼ばれるのみでなく、その「埼玉《都民》」とか「札幌族」などが、自虐的にはあるが自分たちをそう呼んでもいるのである。

前者「埼玉《都民》」は職場と住居との間の空間的隔たりのもたらしたものであり、後者の「札幌族」は家族と単身赴任者との間の空間的隔離によるもので、帰属すべき地域が個人もしくは家族レベルで分裂ないし空間的隔絶をきたしているのである。しかし、俗称とはいえ、「埼玉《都民》」も「札幌族」も、現代日本社会における「変則的アイデンティティの存在」を示唆しており、言い得て妙、といえるのではないだろうか。このような例は、前項の社会システムの側面で見れば、地名がより複雑な社会システムに対応して、レトリックとして変容した興味深い例でもある。

それに類する例ではあるが、筆者の一人である今泉は、その妻の一族が各地から集まる場では、親しみをこめて「盛岡」と呼ばれ、また今泉の一家も、一族の中では「盛岡」なのである。血縁集団の中での識別に住所すなわち地名が使われるのはよくあることで、「塩釜のお祖父さん」とか「山形の伯母さん」などと用いる。このように、地名はときに個人または小社会集団を識別する、そのような一種のアイデンティティの付与に用いられるのである。

III. 地名の社会科教育学への展望

1. 社会科における地名教育の難しさ－「地名を活用した歴史教育創り」批判－

これまで、社会科教育における地名に関する学習は、ほとんど地理教育分野で扱われてきた。谷川（1894 a）は、それについてこう書いている。

日本の教育界で地名というと、主に地理教育の分野で扱われてきた。しかし、そのほとんどが、地名をどの位知っているか、どこにあるかを試すようなものばかりであった。明治の中頃になってわが国の地理教育は“地名・物産地理”と呼ばれるようなものになっていた。すなわち、どこで何がとれるかを暗記することが地理教育の目的ようになってしまったのである。だからそこでは地名のもつ深い意味などはほとんど顧みられなかった。

彼によれば、このことは戦後も同様であった。このような地名を暗記の対象にしていることに批判的である点には、我々も全面的に賛同するものである。が、しかし、それでは、このことを指摘して批判した谷川自身は、地名教育について、どのような主張をし、実践を行ったのであろうか。氏は「地名を活用した歴史教育創り」あるいは「地名を活かす歴史教育」を主張した。その実践の成果（谷川 1894 ab）は歴史教育としては評価できるものかも知れない。

しかしながら、地名を暗記させて地理を教えたこと、地名で歴史を教えることに変えたことが、新しい地名教育であると考えすることは、我々にはできない。なぜなら、この谷川の主張には、二つの点で問題がある。

その第一は、地名教育というからには、地名をどう理解させるか、つまり目的は地名そのものであるのか、それとも地名は歴史を理解させる方法、つまり道具なのか、ということである。簡潔に言えば地名を教えるのか、地名で教えるのか、ということで、谷川は明らかに後者を主張している。

第二には、地名教育に欠落しているものとして、歴史教育での地名活用があげられ、かつ、それで充分のようにとれる主張をしていることである。

第一の点から考察してみよう。確かに地名暗記の地理には大きな欠陥がある。基礎的、基本的に知識として得なければならない地名の学習は不可欠であるとしても、歴史の年号と同じように、膨大な量の地名のみを丸暗記するのは批判されねばならない。しかしながら、それぞれの地名がどのような意味をもち、どのように分布しているのか。そもそも地名とは何か。どのような役割を果たしているのか。地名そのものについて、このような様々なことを教えること、学ぶこと、が地名教育であると我々は考える。

第二の点については、地名はやはり現代に生きているものであり、現在の地域を学ぶ地理分野や、現代の社会を学ぶ社会学的な公民分野で学ぶべきであろう。もちろん歴史分野で地名を活用することは重要であるが、それと同様、ないしはそれ以上に重要なものは、前記二分野のはずである。

さらに第三の問題点があるのである。地名を活用した歴史教育というが、方法として地名を使うことは明確でも、それによって何を教えるべきかという目標ないし目的が不明確なことである。大学で教育学を担当している谷川は、東京のある小学校の協力を得ての実践を行っている。佃島の地名の由来や新宿の語源を使って歴史を学んだ小学五年生について、谷川は「この授業についての子どもたちの感想も予想を越えて良かったといえよう」と記し、さらに、この実践についての文の最後に、誇らしげにこう書いているのである。

この子たちが六年生になって佐渡に修学旅行に行った時、博物館で最初に出た質問が「佐渡という地名がどうしてついたのですか」であったという。そして、バスでガイドさんが説明する一つ一つの地名について、「それはどうしてついたのか」と聞いたという。

氏は、その後も引き続き、同じような教材開発をし、氏のいう「授業創り」を行ったという。氏は先の修学旅行の際の子どもたちの言動を明らかに成功の証拠として、それから同じ形式のものを試みていたようである。

だが、それには、氏の成果への過大な自己評価があったのではないだろうか。本来、見るべき価値のある物を展示している博物館で、展示品に関心をもつ前に、まず地名の由来を聞いたリ、バスの車窓に広がる景観から多くのことを学ぶべき時に、地名の由来のみにしか関心を示さない子どもたちを育てたということを、我々は積極的に評価しようとは思わない。もちろん、佐渡という地名について学んではいけないということではない。地名に関わる問題としては、佐渡はまとまった島として認識されていたのに、本州は島としての名が無かったこと、大佐渡と小佐渡という興味深い地域認識がなされていること、佐渡という地名が金山や流刑地、音頭、国立公園などの明暗さまざな地域イメージと結び付いていること、等々地理、歴史、社会などの分野にかかわる事象の理解を深めることのできる重要なものもあるはずであり、それらを取り上げるといふことならば理解できる。

しかしながら、次々に出会う全ての地名の由来や歴史にのみ、子どもたちの関心が集まってしまったらしい。一体、それらを知識として詰め込んだからといって、何の役にたつのであろうか。修学旅行の総括として、地名の質問攻めで当惑したバスガイドさんのことのみが強く印象に残った（だから、そのことを谷川氏に担任の先生が伝えたわけである）ようなことが、ど

うして誇らしい成果なのであろう。

地名暗記ではない授業を目指し、地名を使った歴史教育を行うはずが、地名の由来のみを知識として知ろうという子どもたちを育ててしまった、という本事例は、周到な教材研究と熱心な授業をもってしても、真の目標をどこにおくかが曖昧なため結果的には失敗した例と評せざるを得ず、地名教育の難しさを示しているともいえるだろう。

2. 地名の社会科教育学の可能性に向けて

地名は最近では社会的に議論の対象になり、特に地名はだれのものかという問題に関わって、上からの地名の改変に反対する住民運動があったりして、社会科教育の公民的分野においても取り上げるべきテーマとなりつつある。

それらは、しばしば、歴史的地名の保存運動とか、文化遺産としての地名を守る運動であると紹介される。もちろん、そのような側面ももつ場合が多いが、この問題の根幹は、その地域の地域社会が、自らを示す記号であり、シンボルである地名を、自ら選び取る権利を主張し、行使するか否か、という社会的な問題であり、行政が地域社会とどのように関わり、地域社会の主体性を尊重できるか否か、という問題でもある。

柳田国男は、さきに挙げた彼の「地名」の定義に加えて、「地名の付け方には客観的と主観的との二面がある」と記した。社会科教育においても、また現在の社会一般においても（例えば「住居表示法に関する法律」などにみられるように）、一見、客観的、かつ合理的にみえる「地名」表記が行われている。しかし、それらが真に客観的・合理的かは疑わしい上、主観的という部分、すなわち地域社会ないし地域住民の意志や伝統に対する配慮が希薄なのである。地理教育でしばしば問題になる「長崎半島か野母半島か」（山口 1967, 1977）とか、環境問題と関わって話題になる「渡川か四万十川か」、あるいは県域で呼び名の異なる場合の「栗駒山か須川岳か」（米地 1991 b）など、の問題は、この柳田の定義に立ち戻って、基本的問題として論じなければならぬと思われる。

現在、「三陸」という具体的な地名について実証的に研究をおこなっているが、今泉（1984）、今泉・米地・池田（1994）によって論じられている、いわゆる三陸の漁村とその社会においては、実は主観的には「三陸」という地名の地域に住んでいるという認識が希薄であると我々は考えている。そこには、主観的といっても、その地域住民の主観なのか、地域をとりまく、あるいは地域外の、「主観的」地名認識なのかも問題となろう。

このほかにも地名の問題は多く、それらは、地名についてのディシプリンのうち、社会科教育学に直接関わる問題は、地理学及び地図学という空間的軸と、歴史学ないし歴史地理学という時間軸、それに社会学という第三の軸との三つの次元の中に、その問題を解明する糸口の座標を見いだすことができるといえよう。もちろん、地名に関わる学問分野には、このほか、民俗学、文化人類学、言語学、哲学など多くの分野が関わって、分類学、認識論、記号論等、と関わる多面的な研究がなされるであろうし、それらが地名学という独自のディシプリンを構成するともいえよう。しかし、学校教育の場の社会科においては、先に示したような地理を中心に歴史と社会(学)の分野で地名を扱うのが良いと考える。

社会科の学習において地名とは、まず

①「学ぶべき対象（目的）」であり、暗記すべきもの。

であった。我々が社会生活を営む上で、ある程度の地名を学習・記憶することは、もちろん不可欠である。たとえば、現行の中学校学習指導要領のうち、「社会」の「世界とその諸地域」において、世界の国々の名称と位置を学習させることになっているのは当然である。しかし、これだけではないこと、単なる暗記のみではいけないことも、また当然である。したがって、前記の谷川の実践例のような次の考え方も必要になる。

②「(歴史などを)学ぶための方法(手段)」として使うべきもの。

として、学習に取り入れることも重要である。ただし、いわばミイラとりがミイラになるような前記の事例もあり、工夫が必要である。我々は、さらに次のような地名学習も必要と考える。

③「学ぶべき対象(目的)」であり、固有名詞を付すとはいかなることか、を学習する必要がある、人名などとともその学習対象の一つとなるもの。

である。人名については、歴史的には江戸時代以前の姓の法的制約や日本の朝鮮半島支配時に行った改名の強制の問題、現代の問題としては夫婦別姓や親の命名する権利と子の人権の問題など、社会科の中で取り上げるべき多くの問題があるが、同様にそれらは名を名乗るという社会的行為の問題でもある。地名についても、地域社会の問題や、民族の問題などと深く関わっており、単に地理分野にとどまる問題ではない。

これまで、社会科教育においては、上の①と②が論議されてきたが、我々は③の視点を加えるべきであると考えている。

この考えに沿って、今後、「地名の社会科教育学的研究」を進めたいと考えるが、それには前述の通り、これまでの地理学や歴史学の成果の社会科教育への導入のみではなく、「社会学的地名研究」の今後の進展とその教育面への導入が必要であると考えている。

ここまでの議論は、主として日本の地名についてのものであった。外国の地名については、また別の重要な問題がある。この小論では多くは触れないが、我々が特に問題があると考えているのは、その表記である。

日本の教育界では、地名も含めて、子どもの発達段階に合わせて、という言葉をよく聞くが、例えば小学校の中学年で、発達段階に合わせて「分かりやすく」あるいは「やさしく」表記すると、高校の場では、教育内容との一貫性と称して「分かりやすく」・「やさしく」表記しなければならないということになりがちである。また、唯一の「正しい」表記を定めないと、教育現場が混乱するという理由で、悪しき統一が図られがちである。もし、そのような統一なものを定めるにしても、それは必要悪のようなもので、本来は同一の土地に多様な地名や地名の表記が存在するのは不思議ではない、という真理が無視されているのである。

そのような歪んだともいえる「教育的」配慮は、日本の社会科教育が国際化時代にそぐわない内容になっている一因にもなる。たとえば du をズーと書くというのは、ヒンドゥー教をヒンズー教、ヒンドゥークシュ山脈をヒンズークシュ山脈、カトマンドゥをカトマンズと書くことになり、現地人ばかりでなく、その他の外国人が聞いても、全く発音の違う zu になってしまっているのである。

この種の問題は、実は複雑な背景のある場合が多く、今後の検討を要する。しかし、基本的には、これまで論じてきた日本の例と共通するものがある。すなわち、地域社会や現地社会を重視する視点が欠けがちであることが問題であり、これを是正すべきであろう、というのが我々の主張なのである。

おわりに

この小論は、「地名の社会学」および「地名の社会科教育学」の可能性を探る試みであるが、単に、現段階で考えられる研究の視点ないし論点の幾つかを指摘したにとどまってしまった。我々は実際の地名を対象とした実証的研究も進めており（米地・今泉 1994 など）、そのような研究の理論的な裏付けとして、このような論考も深めてゆきたいと考えている。大方のご批判やご意見を賜りたいと願っている。

なお、周知のように、高等学校においては社会科は地理歴史科と公民科とに分かれた。しかし、この文における社会科ないし社会科教育学という語には、高等学校のこの両教科も含めて用いている。したがって、地名は地理と歴史との両分野ばかりのものではなく、社会学を含む公民的分野のものでもある、という我々の主張は、さきの二教科への分割への、一つの批判という意味をも汲んでお読みいただければ幸いである。

文献

- バーガー, P. L.・ルックマン(1966):『日常世界の構成—アイデンティティと社会の弁証法—』(山口節郎訳, 1977). 新曜社. 258 p.
- 今泉芳邦(1984): 明治時代の漁業(一)・(二). 漁村社会. 岩手県発行, 『岩手県漁業史』. 140-161, 292-317.
- 今泉芳邦・米地文夫・池田綾子(1994): 社会と自然の関係をどうとらえるか—三陸海岸の場合—. 『岩手県社会科教育研究』. 3 輯. (編集集中)
- 大石堪山(1984): 地名改変の歴史 古代から近世まで. 『地名と風土』. 1. 54-63.
- シービオク, T. A. (1985): 『自然と文化の記号論』. (池上嘉彦編訳). 勁草書房. 234 p.
- 島津俊之(1993): デュルケム社会形態学における社会と空間. 『人文地理』. 45. 333-350.
- 谷川彰英(1894 a): 地名教育の構想. 『地名と風土』. 1. 116-124.
- 谷川彰英(1894 b): 『地名に学ぶ—身近な歴史をみつめる授業』. 黎明書房.
- 山口恵一郎(1959): 文化地域名称考 II. 『地理調査所時報』. 23. 44-47, 66
- 山口恵一郎(1967): 『地名の成立』. 徳間書店. 226
- 山口恵一郎(1977): 『地名を考える』. 日本放送出版協会. 226
- 柳田国男(1936): 『地名の研究』. 古今書院. (柳田国男全集. 20. 筑摩書房. 1962 所収)
- 米地文夫(1991 a): 自然地域名「北上盆地」と「北上平野」—地理教育における自然地理用語と自然地域名の問題(1)—. 『岩手大学教育学部研究年報』: 51. 1. 105-118.
- 米地文夫(1991 b): 地域からの地域認識—須川岳の名を例として—. 『いわて地域科学』. 5. 1.
- 米地文夫(1993 a): 「北上山地」の呼称に関するターミノロジー.—地理教育における自然地理用語と自然地域名の問題(2)—. 『岩手大学教育学部研究年報』: 53. 1. 167-182.
- 米地文夫(1993 b): 地理教育用語としての「山脈」と日常用語としての「山脈」—「竜脈」から「青い山脈」まで—. 『季刊地理学』. 45. 167-170.
- 米地文夫(1993 c): 生涯学習における「自地域学」と社会科教育における地理分野—生涯を通じて

身につける学力とは何か－。『社会科教育研究』。69。35-44。

米地文夫 (1994) : 「地理教育の場への自然地域名『奥羽山脈』の定着過程。－地理教育における自然地理用語と自然地域名の問題(3)－。『岩手大学教育学部研究年報』。53。2。119-138。

米地文夫・今泉芳邦 (1994) : 地名「三陸地方」の起源に関する地理学的ならびに社会学的問題－地名「三陸」の社会科教育論 (第1報)－。『岩手大学教育学部研究年報』。54。129-142。

米地文夫・今泉芳邦 (1995 発表予定) : 地名「三陸海岸」の変遷に関する地理学的ならびに社会学的問題－地名「三陸」の社会科教育論 (第2報)－ (仮題)。『岩手大学教育学部研究年報』。(投稿予定)。

(訳本や紹介論文などの、原著については省略した。また社会学、地理学などの概説書や辞典類も参照したが、序説としての性格もあり、省略させていただいた。後日、本論をまとめる折に補いたい。)